

EAL 等に関する課題の整理

2020年9月1日
原子力規制庁
緊急事案対策室

1. 中長期的な課題 (凡例 事業者意見：8月19日に面談を実施(資料2-2を参照))

No	課題	検討すべき事項(案)	対応時期(案)
1	① 特定重大事故等対処施設等の審査の状況を踏まえた EAL を判断する設備の拡充	(PWR について、第 5~7 回の緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合(以下「EAL 会合」という。)で対応)	今回対応 (第 5~7 回 EAL 会合)
	事業者意見 2：F/V 実施時の発信 ○現状、炉心損傷防止のための使用と定義されており、PWR の F/V 目的(格納容器破損防止)と異なるため、定義の見直しが必要と考える。		
	事業者意見 6：判断基準に考慮できる設備の拡充(BWR) ○有効性評価にて有効性が確認できた設備が考慮できていないため、考慮可能としたい。 (例) 低圧代替注水系(常設)、代替循環冷却系		
2	事故進展が非常に遅い場合にどういことが起きるかということをもっと真剣に考えるべき	○様々な事故進展を想定し、新規基準を踏まえた防護措置となるようオフサイトとオンサイトが一体となって全体を検討する(別紙参照) ・別途、検討チーム等を立ち上げて検討を進める	長期 (5 年以内:別途検討チーム等)
3	① EAL について本来あるべき姿を踏まえたじっくりとした検討	○「EAL の本来あるべき姿」について検討 ・EAL の制度(現在、具体的な基準について委員会が指針で EAL の枠組みを定めており、事業者が原子力事業者防災業務計画に EAL の設定を行う)について、あるべき姿の検討を進める 例) 事業者や ATENA が、EAL の枠組みを定めてはどうか ・事業者意見 3、4 についても本検討の中で進める	長期 (5 年以内*: EAL 会合) ※No. 2 に合わせて検討を進める
	事業者意見 3：同一 AL 内の複数判断基準の精査 ② ○同一 AL 内の判断基準間で事象の深刻度に相違があるため、整理したい。		
	事業者意見 4：判断基準のバラつき ○原子炉等の状態が考慮されていない判断基準もあるため、EAL 間の事象深刻度に差異が生じていることから、パラメータベースの判断基準の設定も含め、EAL 判断基準の考え方を長期的に検討したい。		
4	日本原燃株式会社再処理施設の審査の状況を踏まえた再処理施設の蒸発乾固に係る EAL の見直し	○新規基準に適合した再処理施設について、重大事故等対応設備等を考慮した EAL に見直す(蒸発乾固など)	中期 (2 年以内:EAL 会合)
5	① 10 条通報事項の内、敷地外への影響がない場合や状況の速やかな収束が見込まれる場合などの委員会としての対応	(別途検討) ○事業者からの 10 条通報に対する、委員会としての対応に関する課題であり、その運用について別途検討することとしたい	(別途検討)
	事業者意見 5：判断基準の重複の精査 ② ○GE 発出後の SE 発出、複数の GE 発出により通報連絡が煩雑となるため、通報のあり方を整理したい。		

2. 短期的な課題（凡例 事業者意見：8月19日に面談を実施（資料2-2を参照））

No	課題	検討すべき事項（案）	対応時期（案）
1	<p>事業者意見1：原子力災害時の特重秘密情報の取扱い</p> <p>○原災法に基づく通報等において情報管理の考え方を整理したい。</p>	<p>○原子力災害発生時の特定重大事故等対処施設に関する情報の扱いについて整理する。</p> <p>【原子力災害時の特重秘密情報の取扱い（考え方）（案）】</p> <p>○原子力災害発生時における特定重大事故等対処施設に関する情報の取扱い</p> <p>①警戒事態に至った以降は、特定重大事故等対処施設に関する情報のうち、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の発生防止、拡大防止及び原子力災害の復旧に必要な情報について、原災法に基づく通報等において情報提供を行えることとしたい。</p> <p>②この取扱いは、真に緊急事態が発生した場合に限ることとし、訓練においては平時と同じ情報の取扱い※としたい。</p> <p>※平成28年度第25回原子力規制委員会臨時会議（平成28年8月2日）資料1-2「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に対する考え方について（案）」に準ずる情報の取扱い</p> <p>○上記の考え方を踏まえ、具体的な訓練の実施方法について事業者防災訓練の計画時に確認する。</p>	<p>特重施設共用開始まで</p>